第1258号　【昭和27年9月25日 第三種郵便物認可】　みいけ　（毎月2回1日16日）　1985年9月16日（月）(二)

石炭産業を守れ

九州でも具体的行動展開へ

第8次石炭政策にむけて

第八次石炭政策に向けた石炭労協の第一次中央要請行動の結団式が九月四日十時から、衆議院第一議員会館で、炭労、全炭鉱、炭職協の六十人が参加しておこなわれました。

参加者は午後から四つの班に分かれ、田中洋之助産業情報研究会会長、岡昭日本開発銀行副総裁、向坂正男国際エネルギー政策フォーラム議長（以上石鉱審委員）、通産省の四カ所で要請行動を展開しました。

結団式でのあいさつで野呂会長は、二日の石鉱審にふれ「石油連盟の『原・重油関税の撤廃』、北電の『需要を決めて生産を』、また鉄鋼の『私企業の限界』など、今までとは違って反対意見が真正面から出てきている。これらを乗り越えて石炭を守るためには、三団体の意志をさらに固め、積極的に世論を高揚させなければ展望は生まれてこない」と、参加者に訴えました。

通産省では、午後二時から要請行動がおこなわれました。通産省からは石炭部計画課長ら四人が参加。橋本炭労委員長は「とりまく情勢についてはよく認識しているが、わが国の必要エネルギーの確保、労働者の雇用、産炭地域社会の振興という点からみて、石炭は依然重要な位置にある。それを十分理解し、これからの政策に反映してほしい」と述べ、要請書を手渡しました。

これにたいし、通産省側は「九月十二日に第一回目の検討小委員会を開き、十月か十一月に第二回目を予定している。通産省としても貴重な意見としてうけとめ、できるかぎり努力したい。ただ、高島、南大夕張の災害が社会的インパクトを与えてしまったことは確かだ。『これだけ危険な産業を温存していいのか』という、今までになかった意見が出ている。どういう結論が出るかは予測もつかないが、小委員会ではきちんとつめた議論をする姿勢で取り組みたい」と答えました。

× ×

なお、第八次政策確定に向けて重要な時期を迎えて、中央行動とあわせて、九州でも早急に具体的な行動を展開することになっています。

あほ・だら

芝岡友衛

社宅を売りに出す…

会社が財務対策として提案

三池鉱業所は八月二十二日、財務対策のために遊休資産のほか社宅敷地を売却することを計画、その概要を説明しました。

それによると、三池鉱業所は、①坑内自然条件の悪化などによるコスト高、②硬捨て経費と漁業補償費などの支出増、③有明災害などによる借入金の増額で、これまでのように収益を計上できる状況ではないとし、さらに三井石炭全体としては累積赤字約百五十億円、借入金約一千百十二億円（五十九年度決算）に達しており、通産当局からも自助努力の不足として対策を求められているとしています。

そのための対策の一つとして遊休資産の売却のほか、高い価格で売れる社宅敷地を売却したいというものです。具体的には九月末までに成案のうえ提案するとしていますが、「社宅計画」の変更など重要な内容であり、組合では具体的な提案を受けたあと対応を決めることにしています。

社宅合理化を提案

会社は、当面の社宅計画にもとづく合理化の実施を申し入れてきました。

① 浴場廃止
臼井社宅第一浴場と大砂社宅浴場を九月三十日で廃止する。

② 売店廃止
万田売店と四山売店を九月三十日で廃止する。

③ 保育園廃止
四山保育園を六十一年三月末で廃止する。

特定休日 自由行使を使いきろう

特定休日は、労働時間短縮を目的として長い間かかってストライキまでうってかちとったものです。

祝祭日にかわるものとして年間十二日と協定されていますが、その後の会社の逆提案によって現在半年で二日、一年で四日が自由行使になっています。

自由行使を使わない場合、買い上げになることで調査によると六十パーセント程度しか使われていません。九月は期末ですから上期分二日は九月末までに必ず使いきるようにしましょう。

また、十月からは下期分二日が使用できますが、早目に使うように心がけましょう。

学習会

国民の目と口と耳を封じる

「国家機密法」とは何か

とき　九月十七日（火）午後五時三十分
ところ　組合事務所
講師　中野弁護士（不知火法律事務所）

新執行部を代表して

大要

新委員のみなさん、ご苦労さまです。新執行部を代表して一言ごあいさつを申しあげます。

さて、戦後政治の総決算を掲げる中曽根首相の政治路線はいっそう反動化を強めています。

いま自民党内で論議されている六十一年度予算編成に向けての国民総生産に対する防衛費一パーセント枠撤廃や、国民世論の反対の声を押し切っての靖国神社への公式参拝、さらに国家機密法制定の動きなど、中曽根政治は戦後の平和と民主主義を根底から揺さぶろうとしています。その政治的意図は憲法改悪におかれていることは明白です。

いま、石炭産業に働く炭鉱労働者の諸条件はいっそう厳しくなっています。

私たちは、あの三池闘争後の三十七年から石炭産業の安定と、炭鉱労働者の生命とくらしを守るたたかいとして石炭政策闘争をたたかってきましたが、現在の石炭産業は企業基盤の脆弱さに加えて、油・炭格差、内・外炭格差問題など幾多の難問を抱えており、先日開かれた石鉱審でも国内炭不要論や、原・重油関税撤廃など、きわめて厳しい意見が出されています。

また、保安問題でも昨年一月の有明鉱災害、本年四月の高島鉱災害、五月の南大夕張鉱災害と相次いで重大災害が続発し、石炭産業への社会的批判や風当たりもいちだんと厳しいなかで第八次石炭政策闘争がたたかわれます。

三池炭鉱においても、いっそうの人減らし合理化と労働条件切り下げの合理化が予測され、これからの反合理化のたたかいや、保安・CO裁判闘争、さらに港務所の労働調整のたたかいなど、具体的な運動課題があります。

私たち新執行部は、運動課題の遂行のために全力をあげて頑張る決意です。統一と団結を強め諸活動をすすめるために、委員のみなさんや組合員のみなさんのご協力を心からお訴えいたします。

あれから三十五年

団結こそ原点

弥永善治　(6)

職場活動家を中心に千二百人の首切りではじまった三池闘争。まさに『去るも地獄、残るも地獄』だった。私の職場でも分会長、副分会長はじめ十数人が首を切られた。百余人の職場分会員の怒りは激しく燃えあがった。

今後職場はどうなるのか。不当だ。許せない。なにがなんでも職場復帰させるぞと三池闘争をたたかった。首切られた仲間を守りきれなくて、なんの組織労働者だと意気盛んであった。職場復帰を信じて疑わなかった。総労働対総資本のたたかいとか、チャンピオン闘争とかの意識は一組合員の私にはあまりなく、首切りの撤回だけであった。

資本側に大きく傾いた斡旋案は、解雇撤回を示さず事態収拾の方向へと進んでいった。『首切り撤回まで闘争の続行を』と叫んだが……、無念の涙が止まらない。クソッタレと、男泣きに泣いた。

組織の決定には従わざるを得ないもどかしさが体の中でむずむずする。職場復帰できない解雇拒否者の皆さんに『三池の旗を守り最後まで統一と団結で頑張ります』と誓ったのだった。組織とは頼もしいものであり、また厳しいものである。

◇　◇　◇

あれから二十五年が過ぎた。私も定年退職後二年目を迎えようとしている。いま三池では、CO裁判で和解の席につくことと決定された。原告団多数の賛成によって和解への方向性が出されたが、一部の反対派の人々は、たもとを分かって別組織を作って裁判継続の道をとっている。原告団自身の大多数の賛成で決定された内容は尊重されなければならない。これが組織の決定であり、民主主義の原則だと思う。

三池闘争を指導した幹部は、当時こう叫んだ。『いかなる理由があるにしろ、組織の分裂は絶対に避けなければならない。許されない』とわれわれを指導してきた。その元幹部の一部の人々が、今度は三池の組織決定に対して、分裂した別の原告団を支援してゆさぶりをかけている。大先輩、大幹部ならば、大多数の意見による決定を温かく見守るのが道理ではないだろうか。がっぷり四つに組むつもりなのか。その行動に対して憤慨を感じ、空しさを禁じ得ない。三池のOB達が寄ってたかって、右だ、左だ、と減少した組合員に動揺を与えることが果たしてどんな意味をもつのか、深く憂えるものである。

これが三池闘争から二十五年の節目を迎えた三池の姿になろうとは。いま、苦悩する三池の姿を見るにつけ、何んとかならなかったのだろうか。底に流れるどうしようもない冷たさを背筋に感じ、もどかしさを感じ、残念無念の極みである。減少すればするほど、団結した密度の濃い労働組合であってほしいとひたすら祈るばかりである。統一と団結は労働運動の原点であったはず。ともに三池の旗のもとにたたかってきた仲間たち同志ではないか。

× ×

弥永さんは、昭和三年十一月二十七日生まれで五十六歳。二十一年宮浦鉱に入社。保線、掘進などを経て三川鉱の機動班で働く。委員十期、大砂社宅では結成時から分会役員、そして分会長を六期。また、保安委員、安全推進員などをつとめた。五十八年定年退職。お住まいは荒尾市原万田辻町八十五の六。

〝首切るやつの首を切れ〟と怒りを燃やして闘った、その教訓は〝統一と団結〟だった。
（1960年1月解雇状返上デモ）